

## 条例制定の背景

- 昭和57年の大和川大水害を契機に取り組んできた総合治水対策について、社会情勢の変化により新たな課題が発生してきました。

### 課題

- ・ 防災調整池の設置を必要としない小規模開発の増加 (3,000㎡未満の開発が約38%)
- ・ 市町村による流域対策の低迷 (ため池治水利用施設の対策率は約43%)
- ・ ため池の減少による保水力の低下 (約15年で約400個のため池が減少)
- ・ 浸水被害の恐れのある区域における市街化区域編入 など

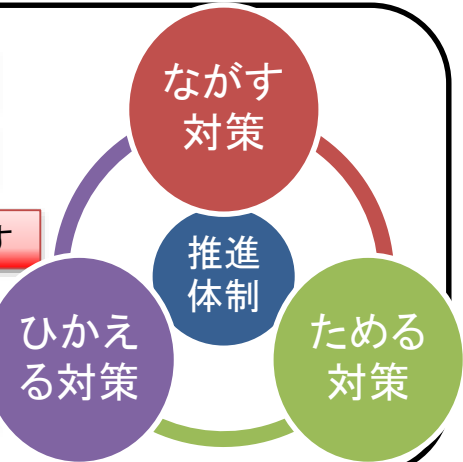
## 条例の目的

- 大和川流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化
- 総合治水の取り組みを体系的に実施

- 浸水被害の軽減及び拡大の防止
- 県民のくらしの向上
- 企業誘致などの基盤となる治水安全度の向上

## 条例の特徴

- ① 「ながす対策」「ためる対策」「ひかえる対策」の三本柱で総合治水を推進します。
- ② 開発等に伴う防災調整池の対象面積を強化します。【従来】3,000㎡以上 → 【条例】1,000㎡以上
- ⚠️ 防災調整池の設置、適正な維持管理義務について知事の命令に従わない場合、罰則が適用されます
- ③ 浸水のおそれのある区域を指定・公表し、原則として市街化区域への編入を行いません。
- ④ 総合治水の推進のため、協定を締結し市町村を支援するなど推進体制をつくります。



## ながす対策 (治水対策)

**降った雨を河川で安全に流すために、河川整備や維持管理を行います。**

- ・ 大和川水系河川整備計画等に基づき、河川の整備、河川管理施設の維持管理を行う。

## ひかえる対策 (土地利用対策)

**浸水のおそれのある区域での市街化を抑制します。**

- ・ 市街化編入抑制区域を指定し、公表します。

💡 市街化編入抑制区域とは、10年確率降雨で想定浸水深が50cm以上の区域(市街化調整区域内に限る)

- ・ 市街化編入抑制区域を、新たに市街化区域として定めないものとします。(ただし対策が講じられる場合は除く)

## ためる対策 (流域対策)

**降った雨が一気に川に流れ出ないように、一時的に雨を貯める対策を行います。**

- ・ 特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ防災調整池等の計画等を知事に届出なければなりません。
- ・ 特定開発行為をする者は、知事が定める基準に適合する防災調整池等を設置しなければなりません。
- ・ 防災調整池等の設置が完了したときは、管理者等を届け出なければなりません。
- ・ 防災調整池の管理者は、知事が定める基準に基づき、防災調整池の機能を維持するために適正な管理を行わなければなりません。

💡 特定開発行為とは

- ① 1,000㎡以上の都市計画法、宅地造成等規制法、採石法、砂利採取法の規定により知事の許可又は認可を受けなければならない開発行為等
- ② 10,000㎡以上の森林法の規定により知事の許可を受けなければならない開発行為

- ・ 雨水貯留浸透施設の整備と適正な管理
- ・ ため池治水利用施設の整備と適正な管理
- ・ 水田貯留施設の整備と適正な管理
- ・ ため池の保全
- ・ 農地の保全
- ・ 森林の保全

## 総合治水の推進体制

**支川流域の上下流市町村が連携して一体的に取り組む仕組みをつくります。**

- ・ 県と支川流域市町村は、総合治水の推進に関する協定を締結することができます。
- ・ 協定を締結したときは、県と市町村は総合治水の推進に関する計画を策定します。
- ・ 計画に基づく県の施策を積極的に実施し、計画に基づく市町村の施策を積極的に支援します。